

第3回 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定委員会 議事録（要旨）

日 時：令和6年（2024年）2月2日（金） 午前10時30分開会

出席者：委員14名 事務局4名 計18名

◎：委員長、○：職務代理者 敬称略

■出席委員

- ◎今清水 豊治 （社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会 会長）
- 本木 幸子 （飯山市ボランティア連絡協議会 副会長）
- 上松 美枝 （飯山赤十字病院 地域医療福祉連携課長）
- 荻原 悦子 （NPO 法人 ここから 代表（兼 飯山市精神障害者家族会））
- 北川 清吾 （飯山市身体障害者福祉協会 会長）
- 久保田 桂子 （飯山市民生児童委員協議会 会長）
- 鈴木 康弘 （飯山公共職業安定所（ハローワーク） 所長）
- 平澤 大介 （社会福祉法人 高水福祉会 常務理事）
- 三ツ野 幸美 （飯山市手をつなぐ育成会 会長）
- 水野 正彦 （公募委員）
- 宮川 友子 （飯山市保育園連盟 副会長）
- 宮崎 摂子 （北信圏域権利擁護センター 相談員）
- 宮下 直久 （長野県飯山養護学校 校長）
- 柳 正彦 （（株）フジすまいるファーム飯山
地域活動支援センターすまいる taro 施設長）

事務局

- 宮澤 俊昭 （民生部長）
- 大口 なおみ （保健福祉課長）
- 宮澤 麻由 （保健福祉課 障がい福祉係長）
- 寺島 達哉 （保健福祉課 障がい福祉係主査）

場所：飯山市役所4階 全員協議会室

1 開会

2 あいさつ

委員長： お忙しいところ策定委員会にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。今日は第3回の策定委員会ということで、第1回、第2回と委員の皆さんからいただいたご意見を、事務局が修正・検討いたしまして今日お手元に素案としてお配りしております。内容を見ていただき、ご意見をいただきたいと思います。いずれにしても、今日が最終の策定委員会になろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

3 協議事項

(1) 飯山市障がい者計画（素案）について

委員長： それでは協議事項に入らせていただきます。飯山市障がい者計画（素案）について事務局からお願いいたします。

事務局： 資料に沿って説明

委員長： 事務局から障がい者計画につきまして、前回委員さんから出されたご意見等を踏まえて、庁内で検討した結果を説明いただきましたが、委員さんから何かございましたらお願いいたします。

委員 A： 最初の1ページ、合理的配慮のことですが、一番下に「障がい者が何らかの助けを求める意思の表明があった場合」となっていますが、これはそうではなくて障がいがあるということで配慮するのが社会の側ですよね。ですから、障がい者からの訴えの有無に関わらず、という文章にしていただかないと。

事務局： 「意思の表明」の有無に関わらずということですね。

委員 A： そうです。それが合理的配慮の基本的な考えです。今年度か来年度になりますと、その配慮をされない場合は、法律違反と言いますか、努力義務から、少し強い法律になるという話を伺っております。

それと14ページの意思疎通支援ですが、この場合、例えばコミュニケーションボードやいろいろな意思疎通に関わる器具を飯山市さんは用意されているのか。もし用意されていないのならば、ここに示す以上は用意する必要があると思います。

また、要約筆記を見たことがある方もおられるかと思いますが、要約筆記をやる場合は資格が必要です。ノートテイクでしたら特に資格は必要がないので、簡

単な会議などは高齢難聴者の方にノートテイクをして差し上げれば、会議の内容がよくわかると思います。要約筆記も手話通訳も資格が必要なので、簡単にはできません。ノートテイクでしたら、要所要所をちょっと書いてあげる、あるいはパソコンで打って差し上げて見ていただくという方法があります。ノートテイクは、隣で座って書き込むことですが、書くのが大変ならパソコンでも結構です。資格が必要ないという言い方には語弊がありますが、資格がなくてもできます。以上です。

事務局： ありがとうございます。飯山市では手話通訳者の派遣事業には取り組んでおりますが、その他の手段、支援については参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員長： 他にご意見ございましたらお願いします。

委員 B： 16 ページの一番上、青色の部分ですが、木島保育園では、飯山養護学校の方が保育園の仕事を体験したいということで、高等部から2名ほど今年度来ていただきました。コロナ禍は交流ができませんでしたが、保育園の時代からいろいろな子どもたちと接することや、上の世代の人と接することを大事にしていきたいと、この文章を見て、改めて思ったところです。

委員長： はい、ありがとうございます。

(2) 飯山市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について

委員長： それでは次に(2)の、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について事務局から説明をいただき、全体を通してご意見をいただきたいと思います。

事務局： 資料に沿って説明

委員長： 今、事務局から説明いただきましたが、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

委員 C： 今ご説明ありました市民後見人ですが、権利擁護センターでも養成研修などの企画は検討しているのですが、全国的にも市民後見人を養成したものの、市民後見人を選任するという家庭裁判所の審判がなかなか下りないという状況がございまして、全国的に後見人に占める市民後見人の割合はごく少数という現状があ

ります。私ども中核機関でも、市民後見人の養成を検討しておりますが、課題であり、県の指針と合わせ今後検討していきたいと考えておりますので、この表記でお願いできればと思います。

委員長： はい、ありがとうございました。他にご意見お願いします。

この計画以外でも、日頃感じておられることでも結構ですが、何かありましたらお願いします。

委員 D： この計画全体に関わるかわかりませんが、意思疎通支援について、私が知らない部分も多くあるのでお聞きいたします。35 ページの日常生活用具給付事業の中に、情報意思疎通支援用具という項目があります。今、特別支援学校の中でも意思疎通のためのツールとしてコミュニケーションボードを使うお子さんもおりますが、近年 ICT 機器が発達し、タブレット端末を使ってコミュニケーションボード代わりに音声を出力したり、あるいは文章を打ったりという形で使うお子さんたちが少しずつ増えていると認識をしています。そのような場合にタブレット端末のような ICT 機器が、この意思疎通支援用具として認められるのかどうか、私存じ上げないのですが、状況を教えていただければと思います。またもし今入っていないとすれば、今後そのような機器を含め、意思疎通のツールとしてお認めいただくことも検討いただければありがたいと感じました。以上です。

委員長： ありがとうございます。事務局何かありますか。

事務局： 今お話しいただいた日常生活用具の給付ですが、メニューが非常に多岐にわたっておりまして、すみませんが今すぐ対象の有無がわかりませんので、確認させていただき、ご意見として参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長： 他にご意見ございませんか。委員 E さん何かご意見ございませんか。

委員 E： 先ほど成年後見の関係でお話があったかと思いますが、実情を把握していないもので、法人後見の充実を図るとともに、連携強化を進めていくといったことですが、実際の受任件数の増減等、数年前からの状況を教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長： ありがとうございます。それでは委員 C さんお願いいたします。

委員 C： 実数につきましては詳細を今日は持ち合わせておりませんので申し訳ありませ

ん。6市町村から委託を受けて、権利擁護センターとしては、計画にもありますように、相談機能、広報機能、利用促進機能、後見人支援という四つの柱で進めると同時に、法人として成年後見人ということで、保佐人補助人も含め受任している団体でもあります。実数とすれば、昨年度に10件増え、今年度現在では31件の被後見人の皆さんを支援している状況です。今後に向けても、6市町村の福祉課および高齢者部門の地域包括支援センターから案件的には20件近くの相談が寄せられており、来年度以降、当法人で受任するかどうかは別ですが、相談件数としては、そのぐらいの推移で日々相談が来ている状況でございます。

委員長： ありがとうございます。他にご意見ございましたらお願いします。はいどうぞ。

委員F： 普段感じていること、ということでご理解ください。私は、障がいを抱えている方々と関わらせていただいておりますが、精神障がいを抱えている方々が半数近くいらっしゃると思います。前にも発言しましたが、「精神障がい」というと引いてしまう方々が自分も含めて多いかと思いますが、そんな中で啓発になればということで、今市役所の人権政策課とお話させていただいているのは、精神障がいをお持ちで自分の意見を言える方、また人に何かを伝えられる方に、人権研修会の中で当事者として話をしてもらう場づくり、これが今進みつつあります。これがまず一点目です。

二つ目に、これは障がいの方だけではなく、「いのちの電話」について聞かれたこともあると思いますが、従来は長野と松本の窓口でしか受けられないのですが、サテライト局を飯山市内で開設することを今進めております。これは長野県でも初めてですが、飯山市さんと場所の提供の交渉等をしているところです。

三つ目に、今日も障がいを持たれた女性から電話をいただきましたが、同居しているおじさんと喧嘩をしてしまい「もう出て行ってくれ」と言われたとのことでした。こういう時に、誰に訴えたらいいのか、動いてくれる人に話を聞いてほしい、どこにSOSを出したらいいのか、というように感じます。現状では保健師さんも多くのケースを抱えており、話を聞くことで精一杯で動けないという状況にあるかと思います。相談先の仕組みについて検討し、「チーム飯山」のような組織づくりが必要かと思います。以上です。

委員長： 貴重なご意見ありがとうございます。他に何かありますか。

委員A： 相談支援の強化ということで謳っていますが、ここで障がい者計画や障がい児福祉計画がありますが、これは障がい者となって、障がい認定された上での計

画ですよ。生まれてから、例えば極端な話、就学する6歳までは、親御さんとはとても心配されます。何の障がいかわからない方もいらっしゃるし、学校に入らなきゃいけない、就学しなくちゃいけない時に初めて考えなければならず、6年間親御さんは悩まれるようです。ですから、生まれてからの6年間の支援について考えていただきたいと思います。

ろう学校は幸いなことに幼稚部があり、地域の保育園と連携を図り、幼稚部と地域の保育園とを交互に行き来し、その子の支援をしています。そして、生まれつき聞こえないことを理解した上での支援をしていますが、知的障がい者の方については、保育園との連携、また特別支援学校には知的障がい者の幼稚部がないため、就学前の6年間、親御さんは大変ご苦労されます。障がいの認定がされるまでの支援の充実化について、「うちの子はどうなのだろう」という親御さんの不安に寄り添えるような、また、その子に合った支援ができないかと考えてます。もちろん市でも考えていると思いますが、さらにそのことを頭に入れていただけるとありがたいと思います。

委員長： ありがとうございます。事務局いかがですか。

事務局： ご意見ありがとうございます。今のお話、障がいに対して、指摘を受けてもなかなか確定に至らないという時期、そして学校に上がるまでの周囲の判断等については、保護者の方が大変ご心配でご苦労されているという状況は、私どもも承知しております。この計画の中では、障がい者計画の16ページで、障がいのあるお子さんへの支援で、「きらら」や「ゆきんこ園」を活用して、そういったお子さんの自立促進や健全育成に力を出していきたいと考えております。学齢期に入ると、特別支援学校や特別支援学級での支援に繋げていくことになるかと思えます。就学前のお子さんでは、市の集団検診で乳幼児健診等をおこなっておりますので、その都度保健師とともに、高水福祉会から専門職の方も派遣いただいて、それぞれのお子さんの様子を見ながら、必要なアドバイスや支援に繋げることを継続しております。そこでそれぞれのお子さんの特性が見えてくることもあると聞いておりますので、お母さん、お父さんの不安に対して、保育園や子ども育成課も含めて飯山市は割と手厚く対応できているのではと考えております。

ただ、当事者のお気持ちにどこまで寄り添えるかは、今、委員Aさんがおっしゃったことも受けとめていきたいと思います。また国でも今、発達障がい等について特に力を入れており、今後、5歳児健診を新たに設け、小学校に入学する前にそれぞれのお子さんの特性、発達障がいの疑い等の部分も含めて見極めていく等も始まるようです。市としても、乳児期からの継続した支援について取り組んでまいりたいと思っております。お答えになっておりませんが、またぜひ引き続きご指導いただければと思います。ありがとうございます。

委員長： 今、委員 F さん、委員 A さんから出された話の一番の入口は、やはり相談体制の充実だと思いますので、市でも今後十分力を入れていただきたいと思います。他にご意見ございましたらどうぞ。

委員 D： 盲学校ろう学校には幼稚部があるおかげで、早い段階から子どもたちの支援にあたり、また就学に向けての準備を進められている一方、知的障がい幼稚部というシステムがないことで、早い段階からの支援が行き届いてない部分があるのではないかというお話、それはご指摘の通りではないかと思っております。ただ、今は幼稚部がありませんが、何とか早い段階からネットワークを通して支援をしていきたいとの思いはあります。本校に教育相談の担当者がありますが、件数とすればそれほど多くはありませんが、手元に数字の持ち合わせがなく申し訳ありませんが、保育園や幼稚園から要請があると教育相談等の支援に入ります。今後さらに充実すれば、障がい者計画の 15 ページ、「切れ目のない支援の充実」の二つ目、自立と社会参加を見据えた多様で柔軟な教育相談、相談支援体制の整備等を図るというこの中に、やはり特別支援学校の教育相談等も含めて連携をさらに強めていくことで、少しでも早い段階から相談体制に加われればと感じております。今後その部分も含め、ご検討いただけるとありがたいと感じております。以上です。

委員長： ありがとうございます。他にご意見ございますか。ご意見なければよろしいでしょうか。事務局でもきめ細かく委員さんのご意見を汲んでいただき、修正をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それではその他へ行きたいと思ひますが、その他今後の日程について、事務局からお願いしします。

事務局： 今後の予定ですが、2 月 9 日頃から 1 ヶ月ほどパブリックコメントの期間を設ける予定でおります。なお期間中に出された意見につきましては、期間終了後に事務局と委員長で協議という形で、委員長に一任とさせていただきたいと考えておりますが、委員のみなさんよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではパブリックコメントの意見の反映につきましては委員長と協議させていただきまして、3 月中旬頃にパブリックコメントの意見を踏まえた最終計画案を委員の皆様へ送らせていただきたいと思います。その後、3 月中旬から下旬にかけて計画案の市長報告・議会報告、そして 4 月に策定公表の予定です。よろしくお願いいたします。

委員長： 事務局から今後の日程について説明がございましたが、今後、パブリックコメントを 1 ヶ月間実施し、今回の計画案につきましていろいろご意見をいただき、そのご意見に基づいて事務局でまた検討いただくということです。またパブリッ

クコメントの意見の反映については、委員長と事務局で協議をするということで、結果につきましては私にお任せをいただいて、事務局と検討させていただくと、そういうことでよろしいでしょうか。それでは私に一任をお願いしたいと思います。その後、市長報告、議会報告を経て、4月から計画が始まると、こういうことですがよろしくお願いいたします。

4 閉会